

「記入方法」該当する項目の・に x マークを記入する。( 施工プロ)とは施工プロセスチェックでチェックされた項目である。( 監督員)

検査項目	細 別	a	b	c	d	e			
1. 施工体制	. 施工体制一般	判定	「評価対象項目」	施工体制が適切である	他の事項に該当しない	施工体制がやや不備である	判定	施工体制が不備である	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業分担と責任の範囲が施工体制台帳・施工体系図(下請総額3千万円未満不要)もしくは施工計画書で確認できる。( 施工プロ)</li> <li>・工事カルテ登録申請(請負金額500万円以上)は、監督員の確認を受けた上で契約締結後10日以内に行われている。( 施工プロ)</li> <li>・「建退共制度適用事業主工事現場」の標識を現場に提示すると共に、証紙購入が適切に行われ、配布が受払簿等により把握されている。( 施工プロ)</li> <li>・施工体制台帳・施工体系図(下請総額3千万円未満不要)が整備され、施工体系図が現場に掲げられ、現場と一致している。( 施工プロ)</li> <li>・「労災保険関係成立票」の標識が公衆の見やすい場所に掲示している。( 施工プロ)</li> <li>・「建設業許可票」の標識が下請けを含め公衆の見やすい場所に掲示している。( 施工プロ)</li> <li>・建退共掛金収納書を工事完了時に確認した。( 施工プロ)</li> <li>→道路使用許可書等が現場着工予定日前日までに確認できる。</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工体制が不備であり、監督員から文書により改善指示を行った。</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>→「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。</li> <li>・その他( )</li> </ul>					上記該当事項があれば…… e	
	<p>評価値が80%以上…………… b                  評価値が60%以上～80%未満……… c                  評価値が60%未満…………… d                  評価対象項目が2項目以下の場合にはc評価とする</p>								
		対象評価項目数	0	評価数	0	評価値 (%)	0%	判定結果	評価なし
. 配置技術者 (現場代理人等)	. 配置技術者 (現場代理人等)	判定	「評価対象項目」	技術者が適切に配置されている	技術者がほぼ適切に配置されている	他の事項に該当しない	技術者の配置がやや不備である	判定	技術者の配置が不備である
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場代理人として常駐し(兼任は常駐免除)、工事全体の把握ができています。( 施工プロ)</li> <li>・現場代理人として、監督員との連絡調整を「連絡」を除き書面で行っている。( 施工プロ)</li> <li>→現場代理人は、受注者の現場代理人への委任事項について適切に処理をしている。(約款10条)</li> <li>・作業主任者を選任し配置している。( 施工プロ)</li> <li>→監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。( 施工プロ)</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場代理人等の技術者配置が不備で、監督員から文書により改善指示を行った。</li> <li>・専門技術者が配置されていない。</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>→契約書、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映して工事を行っている。</li> <li>→設計図書の照査が十分に現場との相違があった場合は適切に対応している。</li> <li>→異常時、緊急時の対応・情報伝達・組織等が確立され現場の見やすい場所に掲示している。</li> <li>・港湾工事等において潜水作業従事者を適正人員配置している。( 施工プロ)</li> <li>・港湾工事等において海上起重作業船団長を配置している。( 施工プロ)</li> <li>→「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。また指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。</li> <li>・その他( )</li> </ul>					1項目でも該当があれば…… d 2項目該当…………… e	
	<p>評価値が90%以上…………… a                  評価値が80%以上～90%未満……… b                  評価値が60%以上～80%未満……… c                  評価値が60%未満…………… d                  評価対象項目が2項目以下の場合にはc評価とする</p>								
		対象評価項目数	0	評価数	0	評価値 (%)	0%	判定結果	評価なし

検査項目	細 別	a	b	c	d	e	
2. 施工状況	. 施工管理	判定 「評価対象項目」	施工管理が適切である	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・約款第19条第1項(1)から(5)に基づく設計図書の照査を行い、施工がなされている。(—施工プロ)</li> <li>・施工計画書と現場施工方法・現場施工体制等が一致している。( 施工プロ)</li> <li>・施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したもとなっている。(—施工プロ)</li> <li>・日常の出来形管理が適時、的確に行われている。(—施工プロ)</li> <li>・日常の品質管理が適時、的確に行われている。(—施工プロ)</li> <li>・現場内での整理整頓が日常的になされている。</li> <li>・工事材料等の品質保証等が適切に整理されている。( 施工プロ)</li> <li>・立会確認の手続きが事前になされ、段階確認については書面で確認できる。( 施工プロ)</li> <li>・建設廃棄物及びびりサイクルへの取り組みが適切になされている。(—施工プロ)</li> <li>・工事全体で、使用機械・車両等で低騒音、低振動、排出ガス対策機械を使用している。( 施工プロ)</li> <li>・連絡工事(断水、結び替え等)の手続きが事前になされ、打合せ条件等を厳守して作業している</li> <li>・連絡工事(断水、結び替え等)について、予定のお知らせチラシの配布が適時確に行われている。</li> <li>・交通規制の許可条件を厳守して作業している。</li> <li>・「施工プロセスチェック」で指摘事項がなかった。また指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。</li> <li>・その他 ( )</li> </ul> <p>評価値が80%以上..... b                      評価値が60%以上~80%未満..... c                      評価値が60%未満..... d                      評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする</p>	判定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計図書と適合しない箇所があり、文書により改善請求を行った。</li> <li>・施工計画書が工事施工前に提出されていない。</li> <li>・定められた工事材料の検査義務を怠り破壊検査を行った。</li> <li>・契約図書に基づく施工上の義務につき、監督員から文書により改善指示を行った。</li> </ul> <p>1項目でも該当あれば..... d                      2項目該当..... e</p>	該当数 0	判定結果 評価なし	
		対象評価項目数 0	評価数 0	評価値(%) 0%			
	. 工程管理	判定 「評価対象項目」	工程管理が適切である	工程管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。(—施工プロ)</li> <li>・現場設計内容の変更への対応が積極的で処理が早く、また地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。(—施工プロ)</li> <li>・断水工事が広報時間内に濁水処理を完了している。</li> <li>・時間制限や片側交互通行等の各種制約条件への対応が適切であり、大きな工程の遅れがない。</li> <li>・工事の進捗を早めるための取り組み(パーティ数の増加など)を行っている。</li> <li>・施工計画に基づき休日の確保を行うとともに、計画以外の時間外作業がほとんどない。</li> <li>・「施工プロセスチェック」で指摘事項がなかった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。</li> <li>・その他 ( )</li> </ul> <p>評価値が90%以上..... a                      評価値が80%以上~90%未満..... b                      評価値が60%以上~80%未満..... c                      評価値が60%未満..... d                      評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする</p>	判定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。(但し、改善指示による場合を除く)</li> </ul> <p>上記該当あれば..... e</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主的な工程管理がなされず、監督員から文書により改善指示を行った。</li> </ul> <p>上記該当あれば..... d</p>		判定結果 評価なし	
		対象評価項目数 0	評価数 0	評価値(%) 0%			

検査項目	細 別	a	b	c	d	e	
2. 施工状況	. 安全対策	安全対策を適切に行った	安全対策をほぼ適切に行った	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備である	安全対策が不備であった	
		判定 「評価対象項目」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。(—施工プロ)</li> <li>・安全教育・訓練等を4時間/月以上適時、的確に実施し記録が整備されている。(—施工プロ)</li> <li>・安全パトロール、安全ミーティング(KY)等を実施し記録が整備されている。(—施工プロ)</li> <li>・店社パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。(—施工プロ)</li> <li>・災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回/月以上活動し記録が整備されている。(—施工プロ)</li> <li>・各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。(—施工プロ)</li> </ul>			判定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨機の措置が不適切、または監督員の指示に従わなかったため、災害等の損害をうけた。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用機械(港湾工事の場合は使用船舶)、車両等の点検整備等がなされ管理されている。(—施工プロ)</li> <li>・重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。(—施工プロ)</li> <li>・仮設工(出留め・仮締切・足場・支保工等)の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。(—施工プロ)</li> <li>・交通誘導員、交通安全施設が配置計画に基づき適正に配置されているとともに、交通誘導員の勤務実績が管理された記録がある。(—施工プロ)</li> <li>・工事現場内・資機材置場・危険物置場の整理整頓がなされている。(—施工プロ)</li> <li>・「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。</li> <li>・その他(—)</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であり、監督員から文書による指示を行った。</li> </ul>
		評価値が90%以上..... a	評価値が80%以上~90%未満..... b	評価値が60%以上~80%未満..... c	評価値が60%未満..... d	評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする	
		対象評価項目数	評価数	評価値(%)		判定結果	
		0	0	0%		評価なし	
	. 対外関係	対外関係が適切であった	対外関係がほぼ適当であった	他の事項に該当しない	対外関係がやや不備である	対外関係が不備であった	
		判定 「評価対象項目」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生がない。(—施工プロ)</li> <li>・地元との調整を行い、トラブルの発生がない。(—施工プロ)</li> <li>・第三者からの苦情がない。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。(—施工プロ)</li> <li>・関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。(—施工プロ)</li> <li>・「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。</li> <li>・工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。</li> <li>・その他(—)</li> </ul>			判定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・受注者の対応による苦情が多い。または対応が悪くトラブルがあった。</li> <li>・関係法令に違反する恐れがあったため、監督員から文書により指示を行った。</li> </ul>				
		評価値が90%以上..... a	評価値が80%以上~90%未満..... b	評価値が60%以上~80%未満..... c	評価値が60%未満..... d	評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする	
		対象評価項目数	評価数	評価値(%)		判定結果	
		0	0	0%	該当数 0	評価なし	

検査項目	a		b		c		d		e	
3. 出来形 及び 出来ばえ  出来形	判定	【共通】 ・出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね 5 0 %程度以内であり下記全てに該当する。 ばらつきの判断は別紙- 4 参照	判定	【共通】 ・出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね 8 0 %程度以内であり下記全てに該当する。 ばらつきの判断は別紙- 4 参照	判定	【共通】 ・出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、a 及び b に該当しない。	判定	【土木関係】 ・出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。		
								【ガス水道管布設等】 ・出来型の設計数値との対比において、各数値及び布設延長は変更設計を要しない範囲内である。	【ガス水道管布設等】 ・出来型の設計数値との対比において、各数値等の不足又は工法省略施工により変更設計を行った。	
	判定	・出来形測定において不可視部分が写真で的確に判断できる。 ・出来型管理基準で必要とされる管理項目を全て管理している。					判定	・出来型の測定方法、又は、測定値の不適切があったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	判定	・出来型の測定方法、又は、測定値の不適切があったため、検査職員が、文書で補修(手直し)指示を行った。
	0	出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状寸法である。 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来型を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来型管理を行うものである。 出来型管理項目を設定していない工事は「C」評価とする。  ガス水道管布設延長の出来型管理基準及び規格値は設計値以上とする。					判定	上記に該当があれば・…… d	判定	上記に該当があれば・…… e
								判定結果 評価なし		

品質	a		b		c		d		e		
	判定	【土木関係】	判定	【土木関係】	判定	【土木関係】	判定	【土木関係】	判定	【土木関係】	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが規格値の概ね50%以内であり下記全てに該当する。ばらつきの判断は別紙-4参照</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%以内であり下記全てに該当する。ばらつきの判断は別紙-4参照</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a及びbに該当しない。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>【ガス水道管布設等】</li> <li>適材適所の指定及び承認材料を使用し、各検査・テストも1回で合格、チェックシート等も規格値を満足し、ばらつきがない。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>【ガス水道管布設等】</li> <li>適材適所の指定及び承認材料を使用し、各検査・テストも1回で合格、チェックシート等も規格値を満足し、ばらつきが少ない。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>【ガス水道管布設等】</li> <li>適材適所の指定及び承認材料を使用し、各検査・テストも1回で合格、チェックシート等も規格値を満足し、a及びbに該当しない。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>【ガス水道管布設等】</li> <li>適材適所の指定及び承認材料を使用し、各検査・テストを再施工で合格、チェックシート等も規格値を満足するが、ばらつきが大きい。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>【ガス水道管布設等】</li> <li>適材適所の指定及び承認材料を使用し、各検査・テストを再施工で合格、チェックシート等も規格値を満足せず品質が劣る。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>品質管理基準で必要とされる管理項目全て管理している。</li> </ul>						判定	<ul style="list-style-type: none"> <li>品質関係の測定方法、又は、測定値の不適切があったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。</li> </ul>	判定	<ul style="list-style-type: none"> <li>品質関係の測定方法、又は、測定値の不適切があったため、検査職員が、文書で補修（手直し）指示を行った。</li> </ul>
	<p>品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。  品質とは、設計図書に示された工事目的物の形状寸法である。  品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来型を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。  品質管理項目を設定していない工事は「C」評価とする。</p>										
	判定結果 評価なし										

( 監 督 員 )

審査項目	a			b			c			d			e						
	出来型管理が適切である			出来型管理がほぼ適切である			他の事項に該当しない			出来型管理がやや不備である			出来型管理が不備である						
3. 出来形 及び 出来ばえ  出来形  ガス水道局電気 機械設備工事	判定	「評価対象項目」									判定	出来型管理が不備である							
		<ul style="list-style-type: none"> <li>出来型管理図及び出来型管理表に創意工夫がある。</li> <li>出来型測定において、不可視部分が写真で的確に判断できる。</li> <li>自社管理基準を設定し、管理している。</li> <li>写真撮影要領の撮影項目、時期、頻度を満足している。</li> <li>製品の形状、寸法の設計値に対する実測値が許容範囲であり、満足している。</li> <li>製品の性能、機能において、実測値が設計値以上となっており、満足している。</li> <li>その他 ( )</li> </ul>										<ul style="list-style-type: none"> <li>監督員が文書で改善指示を行った</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>監督員が文書で改善指示を行った</li> </ul>			
		上記に該当があれば…… d										上記に該当があれば…… e							
	<p>【判断基準】</p> <p>評価値が90%以上 …………… a</p> <p>評価値が80%以上～90%未満 …………… b</p> <p>評価値が60%以上～89%未満 …………… c</p> <p>評価値が60%未満 …………… d</p> <p>出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。                  出来形とは、設計図書に示された工事的物の形状寸法である。                  出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来型を確保する管理体系であるが、                  当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で出来型管理を行うものである。                  出来型管理項目を設定していない工事は「C」評価とする。</p>																		
	対象評価項目数			評価数			評価値 (%)						判定結果						
	0			0			0%						評価なし						
	品 質  ガス水道局電気 機械設備工事	判定	「評価対象項目」									判定	品質管理がやや不備である			判定	品質管理が不備である		
			<ul style="list-style-type: none"> <li>品質や機能確保のための製作着手前の技能検査が十分に実施され、内容が確認できる。</li> <li>材料の品質照合がミルシート等（現物照合を含む）で確認できる。</li> <li>部品の品質、性能が証明書等で確認できる。</li> <li>機能の品質、性能、性能が成績表等で確認できる。</li> <li>溶接管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がない。</li> <li>塗装管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がない。</li> <li>製品の性能、機能管理が設計図書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がない。</li> <li>操作制御関係が所定の機能を有しているとともに必要な安全装置、保護装置の機能が確認できる。</li> <li>設備の総合性能が設計図書のとおり確保され、内容の確認ができる。</li> <li>その他 ( )</li> </ul>										<ul style="list-style-type: none"> <li>監督員が文書で改善指示を行った</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>監督員が文書で改善指示を行った</li> </ul>		
			上記に該当があれば…… d										上記に該当があれば…… e						
		<p>【判断基準】</p> <p>評価値が90%以上 …………… a</p> <p>評価値が80%以上～90%未満 …………… b</p> <p>評価値が60%以上～89%未満 …………… c</p> <p>評価値が60%未満 …………… d</p> <p>出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。                  出来形とは、設計図書に示された工事的物の形状寸法である。                  出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来型を確保する管理体系であるが、                  当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で出来型管理を行うものである。                  出来型管理項目を設定していない工事は「C」評価とする。</p>																	
対象評価項目数			評価数			評価値 (%)						判定結果							
0			0			0%						評価なし							



			<p>【安全衛生】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1.安全を確保するための仮設備等に関する工夫（落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等）</li> <li>・ 2.安全教育、技術向上講習会、安全バトロール等に関する工夫</li> <li>・ 3.現場事務所、労務者宿舍等の空間及び設備等に関する工夫</li> <li>・ 4.有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫</li> <li>・ 5.供用中の道路等の事故防止、一般車両突入時の被害軽減対策、及び一般交通の安全確保に関する工夫</li> <li>・ 6.作業環境が厳しい現場での環境改善等に関する工夫</li> <li>・ 7.ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫</li> </ul> <p>【その他】</p> <p>1. ( )</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	<p>記述評価 (マークを付したキーワード項目について評価内容を記述)</p>	<p>評点： <input type="text"/> 点</p> <p>チェック数 <input type="text" value="0"/></p>	<p>【創意工夫の詳細】</p> <p>-----</p>					

1. 特に評価すべき創意工夫例を加点評価する。評価に当たって、その効果を確認する。
2. 評価は各項目において1つし点が付されれば1、2、4点で評価し、最大7点の加点評価とする。
3. 該当するキーワード数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
4. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、担当係長等が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。